

資料 7 - 2

○農林水産省告示第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を次のように定める。

平成十八年 月 日

農林水産大臣 中川 昭一

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

「次のよう」の部分

- 1 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）
第3条第3項の面積単価

別表1における特定対象農産物の種類別面積単価の欄に掲げる金額

- 2 法第3条第5項の数量単価

別表2における特定対象農産物の種類別及び品質区分別の数量単価の欄に掲げる金額